令和９年度　総務文教常任委員会予算要望

１．広聴広報・防災・防犯・交通安全について

（１）新たに車中泊避難用の駐車場を設けるとともに、指定避難所と併せて非常用電源機器（ポータブル電源等）などで電源の確保を図ること。また、普段使いなども検討し効率的な整備を検討すること。

（２）消防団の役割を維持するため、機能別消防団員の導入を検討するとともに、分団の再編や定数の見直しを行い、消防団の機能維持に努めること。

（３）警察と連携して道路交通法改正による自転車ルールの周知に努めるとともに、小中学生への自転車における交通安全啓発を拡充すること。

（４）地域犯罪を抑制するために、防犯施策（カメラ設置・看板設置など）の拡充や地域力の向上に努めること。

（５）近年、集中豪雨や台風、突風等による自然災害の発生リスクが高まっているため、町民の防災意識を高めるためにより一層啓発活動を行うこと。

２．税務・収納について

（１）各種税の収納率向上に向けて、先進事例を参考に強化を図ること。

３．企画・情報政策について

（１）習慣や前例にとらわれず常に業務の改善意識を心掛け、新しい課題に積極的に取り組んでいく意欲ある職員の育成に努めること。

（２）持続可能な自治体経営を目指し、他自治体の好事例を参考にし、本町に効果のある施策を進め、人口の維持・増加に努めること。

（３）公共施設については、大泉町立地適正化計画の考え方を踏まえたうえで、公共的活用空間の活用と合わせ、具体的な方向性を示せるよう検討を進めること。

（４）「自治会」の自主運営が適正に行えるよう、行政が積極的に助言を行うとともに、適切な財政支援を引き続き行うこと。

４．多文化共生・協働の町づくりについて

（１）外国人との秩序ある共生社会実現に向け、歴史・文化の相互理解などの学習会を通じた交流を拡充するとともに、関係団体との連携を強化すること。

（２）男女共同参画社会の実現に向け、性別による固定的役割分担意識の解消や性別などに関わらず仕事と生活が両立可能な環境整備に取り組み、誰もが能力を発揮できる機会の確保に努めること。

５．財政・財産管理について

（１）町有財産の処分や有効活用を計画的に取り組み、新たな自主財源確保に鋭意努めること。

（２）EBPM を活用し、客観的な根拠に基づいて、各種事務事業の見直しを行うこと。また、民間投資が積極的に行われる施策を検討すること。

６．学校教育・教育保育・生涯学習について

（１）フリースクールを利用している児童生徒の実態を把握し、適切な支援を検討すること。

（２）教職員の総労働時間（持ち帰り業務を含む）の実態を把握し、適切な対応を図ること。

（３）理科教育設備整備費等の補助金を活用し、観察・実験機器の充実や実験支援員の配備に努めること。

（４）小中学校の水泳の授業を民間へ移行し、熱中症対策、安全対策、教職員の負担軽減を進めること。

（５）障害児・医療的ケア児（及びその保護者）が、安心して通えるよう学校環境整備を充実させること。

（６）保育園の相談体制の充実に努めること。

（７）多様な労働形態に対応した、保育園運営について検討し、必要に応じて実施すること。

（８）保育士の安定的な確保のため待遇改善を図ること。

（９）保育園・幼稚園・認定こども園を利用する際の「給食費」については、子育て世帯の負担軽減のために、引き続き、拡充の検討をすること。

(10) 図書館においては、指定管理者と連携しながら、利用者の増加や満足度向上に努めること。

(11) 町民の郷土理解・郷土愛を育むための施策について、継続して実施すること。

(12) 大泉町スポーツ文化振興事業団と連携して、各種スポーツ競技組織及び文化組織への活動支援を継続すること。

(13) 地域公民館における住民活動の活性化を支援すること。また、地域公民館の老朽化に伴う建て替えや改修などについて、財政的な支援を行うこと。

令和９年度　民生産業常任委員会予算要望

１．社会福祉・障害者福祉・高齢者福祉について

（１）障害者の就労場所の確保・拡大等、就労支援を積極的に進めること。

（２）障害者や交通弱者が利用しやすい移動手段の充実を図ること。

（３）生活困窮世帯の実態把握に努め、関係機関との連携を図るとともに、アウトリーチ支援により、支援を必要とする人が取り残されることなく、必要な支援につながる体制の構築を図ること。

（４）現役世代の家計負担軽減に向けた支援策を講じること。

（５）ボランティア関係団体等の実態把握に努め、地域福祉の推進に向けた連携を図ること。

（６）介護予防対策の充実を図るとともに、訪問介護体制の強化に努めること。

（７）介護職員の処遇改善に向け、関係機関への働きかけや必要な支援に努めること。

（８）必要な人が必要な介護サービスを適切に利用できるよう、要介護認定をより迅速に行える体制を整えるとともに、介護施設入所待機者の解消に取り組むこと。

（９）重層的支援体制整備事業を有効に活用して制度ごとの支援だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える町民を早期に発見し、必要な支援につなげる体制を強化すること。

(10) ケアラー支援の充実として、ケアラーの実態把握と相談、交流、レスパイト等の支援体制を構築すること。

２．こども・子育て・母子保健について

（１）妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援策のひとつとして、関連情報の収集やスケジュール管理を手軽に行えるスマートフォンアプリを充実すること。

（２）妊娠・出産・子育て期の家庭の負担軽減を図るため、男性の育児参加を促進するとともに、子育ての悩みや負担を気軽に相談できる体制の充実を図り、児童虐待の未然防止につなげること。

（３）こども家庭センター、５歳児健康診査、産後ケア等の既存事業の効果を検証しながら、発達や子育てに関する不安や課題を早期に把握し、乳幼児から就学期まで、相談から必要な支援につながる切れ目ない体制の充実を図ること。

（４）里親制度の周知を図るとともに、里親が安心して活動できるよう、相談支援や関係機関との連携など、里親の支援体制の充実を図ること。
（５）ファミリーサポートセンターについては、支援を必要とする「おねがい会員」と、支援を担う「まかせて会員」の人数差を踏まえ、担い手確保及び活動しやすい環境づくりを進めること。
（６）子育て世帯への経済的支援を充実すること。
（７）こども・子育て支援事業として、外国人家庭支援、学習支援などについて、新しい取り組みを充実すること。

３．健康づくりと医療体制について

（１）安心して妊娠・出産・子育てができるよう、医師会や関係機関と連携し、必要な医療が受けられる体制の充実を図ること。
（２）疾病の早期発見・早期治療につなげるため、各種健診・検診の受診率向上に向けた取り組みを強化すること。特にがん検診については未受診者への受診勧奨しやすい環境づくりなど、受診向上に努めること。
（３）町民が健康や疾病予防について気軽に相談できるよう、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職を活用した健康相談体制の充実を図ること。
（４）健康寿命の推進を図るため、生活習慣病やフレイル予防、運動・栄養・口腔ケア等の健康づくりに関する取り組みを充実させ、町民が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備を図ること。
（５）健診結果等から生活習慣病の重症化リスクが高い人を早期に把握し、必要な保健指導や医療機関への受診につなげるなど、重症化予防の取り組みを充実すること。
（６）LINE 等のデジタル媒体を活用した健診、予防接種などの健康づくり情報の発信を強化するとともに、デジタル機器の利用に不慣れな町民にも配慮した情報提供を行うこと。
（７）外国人住民に健康情報や健診制度が十分に届くよう、多言語による情報提供及び受診勧奨を充実すること。

４．住民情報・住民相談・国民健康保険について

（１）町民の立場に立った、わかりやすく丁寧な行政窓口サービスの充実を図るとともに、相談内容に応じて適切な支援や担当窓口につなぐ相談体制の強化に努めること。

（２）町の各種制度や支援について、町民が必要な情報を分かりやすく入手できるよう、情報提供及び周知方法の充実を図ること。

（３）国民健康保険の安定的な運営を図るとともに、加入者の負担軽減に配慮し、必要な支援を講じること。

５．商工業・農業・観光について

（１）町内の経済活性化策を継続し、雇用の維持、創出に努めること。

（２）産業構造の変化や人手不足、事業継承等、町内事業者が抱える課題を的確に把握し、関係機関と連携したきめ細やかな支援に努めること。

（３）町内企業の人材確保及び定着を図るとともに、若者、子育て世代、高齢者、外国人等、多様な人材が安心して働くことのできる環境づくりを推進すること。

（４）新たな事業や技術開発に挑戦する企業・団体に対し、必要な支援を行うとともに、町内企業の持続的な発展につながる取り組みを推進すること。

（５）農業の担い手の確保・育成を進めるとともに、農地の有効活用や地産地消、販路拡大など、農業者が将来にわたり農業が続けられる環境づくりに努めること。

（６）町の特色や地域資源を生かした観光・イベントの充実を図り、商工業者との連携を通じて、交流人口の増加と地域経済の活性化につなげること。

６．都市基盤・生活環境について

（１）緊急度の高い箇所や町民要望の多い箇所について、道路整備や区画線等の安全対策を積極的に進めること。

（２）通学路や生活道路における危険箇所の把握と改善を進め、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる環境整備に努めること。

（３）台風や集中豪雨による浸水被害の軽減に向け、道路、河川、排水施設等の整備・維持管理を継続して行うこと。

（４）道路、橋りょう、上下水道の都市基盤施設について、老朽化の状況を的確に把握し、計画的な点検・修繕・更新など、将来を見据えた維持管理に努めること。

（５）道路工事等においては、施工後の沈下や段差、わだち、振動等の発生防止に十分配慮し、安全で快適な道路環境の確保に努めること。

（６）公園については、遊具等の附帯施設や樹木等の適切な維持管理、防犯対策を進めるとともに、誰もが安心して利用できる環境整備に努めること。

（７）高齢者や学生等の移動手段の確保を図るため、路線バスや鉄道等の公共交通の利便性向上について、関係機関や地域と連携して取り組むこと。

（８）公共下水道認可区域内の整備を推進し、浄化槽から下水道への切替えに係る町民の負担軽減を図り、接続率向上に努めること。

（９）町営住宅の契約方法を無期契約から有期契約とし、入居・契約等に関する適正な運用を図り、公平公正な運営に努めること。

(10) 町内の戸建て住宅における風水被害等への対策を進め、必要な支援を行うこと。

(11) 空き家の適正管理を進めるとともに、利活用可能な空き家については地域の活性化につながる活用を関係機関と連携して進めること。

(12) ごみステーションについては、地域の生活環境委員と連携し、分別・排出ルールの周知徹底と衛生管理の維持を図ること。

(13) ごみの減量化・資源化を推進し、４Ｒ運動の普及啓発を図ることで、ごみ処理経費の削減に努めること。

(14) 河川敷、耕作地、用水路等への不法投棄を防止するとともに、雑草や繁茂した草木等の適正な管理を進め、良好な生活環境の保全に努めること。

(15) 特定外来生物について、町民への情報提供や関係機関との連携による対策を進めるとともに、町民の経済的負担の軽減を図ること。